業務委託基本契約書

MicroWorld 株式会社(以下「甲」という)と松岡 宗谷(以下「乙」という)とは、以下の通り契約を締結する。

第1条(本契約の適用)

- 1. 本契約は本契約の有効期間中に甲がその都度乙に対してソフトウェアの開発、設計、検証、保守、及びそれに関連する業務を委託する業務(以下「本件業務」)についての基本条件を定めたもので、甲乙間にてその都度合意される本件業務に関する個々の委託(以下「個別業務」という)に共通に適用されるものとし、甲乙間のそれ以外の業務には何等の効力を有さないものとする。
- 2. 本件業務に関する本契約と異なる事項の合意は、両当事者が記名捺印の上書面により別途合意をした場合を除き、効力を有さないものとする。

第2条 (個別契約の成立)

- 1. 甲は、乙への個別業務の委託を希望する場合、次の各号に定める条件(以下「見積条件」という)を乙に対して通知するものとする。
 - ① 個別業務の内容
 - ② 個別業務の遂行期間又は完成期日
 - ③ 個別業務の遂行場所
 - ④ 納入物件、納入時期及び納入方法(該当するものがある場合)
 - ⑤ その他乙への確認、照会又は提示を求める事項
- 2. 乙は前項に定める甲からの通知を受領後10日以内に、該当する個別業務を見積条件に従って遂行できるか否かを甲に通知するとともに、遂行可能である場合には、次の各号に定める 事項を記載した見積書(以下「個別見積書」という)を通知と併せて甲に交付するものとする。
 - ① 個別業務の見積対価額(消費税を除く)
 - ② その他甲から見積条件中で確認、照会又は提示を求められた事項
- 3. 甲は前項の個別見積書につき、その受領後速やかに、承諾、拒絶、変更の要請等の通知を行 うものとする。甲が当該個別見積書に関して書面にて承諾の意思表示を行った場合にのみ、 見積条件及び個別見積書の内容を条件とする、個別業務にかかる個々の契約(以下「個別契 約」という)が成立するものとする。

第3条 (業務の実施)

- 1. 乙は、自己の責任において、本件業務の遂行に必要な専門能力を有する自己の従業員(以下「担当従業員」という)を選任し、本件業務にあたらせるものとする。乙が担当従業員を変更する場合は、事前に文書により甲に通知するものとする。
- 2. 乙は、個別契約にて定める諸条件に従って個別業務を遂行するものとし、本件業務実施期間中、毎月甲が別途指定する期日締にて、当該月の本件業務の進捗状況の報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3. 乙は、甲の事前の文書による承認を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託してはならない。甲の事前の文書による承認を得て再委託を行う場合、乙は、本契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を再委託先に課し、これを遵守させるとともに、再委託先による義務の不履行に対して連帯して責を負うものとする。
- 4. 個別契約において納入物件の納入が求められている場合、乙は、個別契約において取り決めた遂行期間の終了日又は完成期日(以下併せて「完成期日」という)までに個別業務を完成させ、納入物件を速やかに甲に納入するものとする。甲は、乙から納入を受けた納入物件に関し、甲の定める基準に従い速やかに確認又は検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。当該検査に不合格となったときは、乙は、甲の要請に従い速やかに自己の費用にて納入物件の瑕疵の補修を行うものとする。
- 5. 乙は、完成期日までに個別業務を完成できないと認めた場合、速やかに甲にその旨を申し出て甲の指示に従うものとする。かかる甲の指示は、乙の個別業務に関する不履行責任を免れさせるものではない。
- 6. 個別業務は、以下の時点をもって完了したものとする。
 - ① 個別業務において納入物件の納入が求められている場合には、全ての納入物件について、 甲から乙に対し書面にて合格の通知がなされた時点。
 - ② 個別業務において納入物件の納入が求められていない場合には、完成期日後、個別業務の完了を甲が書記にて確認した時点。
- 7. 乙は、甲の名において又は甲の代理人として、如何なる法律行為をも為す権利を有さないものとする。 又、乙は、自ら又は担当従業員をして、甲の見解又は甲の行為と受け取られる若しくはそのように受け取られる虞のある発言、行為を行ってはならないものとする。

第4条(中止、変更)

- 1. 甲は、必要と認める場合、個別業務の完成を待たず、個別契約を終了することができるものとする。
- 2. 前項の規定により個別契約が終了したときは、乙はそれまでに作成した個別業務に関する成果を甲の指示に従って甲に引き渡すものとする。
- 3. 甲は、必要と認めた場合、乙と協議の上、個別業務の内容を変更することができるものとし、 変更された内容については、文書を相互に交換することによりこれを確認するものとする。

第5条(情報、器具、資料等の貸与及び情報の開示)

- 1. 甲は、乙が本件業務を行うに必要と甲が認める情報の開示、器具及び資料の貸与並びに助言を行う。
- 2. 乙は、前項に基づき甲より貸与を受けた器具又は資料等につき、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、本件業務遂行以外の目的に使用したり譲渡等の処分を行ってはならない。また、甲より返還又は破棄の要求のある場合又は該当する個別契約が終了した場合、甲の指示に従い、乙は速やかに甲に返還又は破棄の上破棄を証する証書を甲に提出しなければならないものとする。

第6条(対 価)

- 1. 甲は、乙による個別業務遂行の対価として、個別契約にて定めた金額を乙に支払うものとする。
- 2. 乙は、個別業務の完了後速やかに甲に対して個別契約にて定められる当該個別業務の対価を 書面にて請求するものとする。甲は、当該請求書を乙より受領後、請求内容に誤り等がない ことを確認の上、請求書を受領した月の翌暦月の末日までに、請求金額及びこれに賦課され る消費税及び地方消費税の合計金額を、乙が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う ものとする。
- 3. 第4条第1項の規定により個別契約を早期に終了させる場合は、甲は乙と協議の上決定される対価を乙に支払うものとする。但し当該終了までに甲が乙に対して対価の一部を前払いした場合においては、当該決定された対価とかかる前払金との差額を甲乙間において精算するものとする。

第7条(保証)

個別業務が完了した日から1年以内に、個別契約における納入物件につき瑕疵が発見された 場合、乙は当該瑕疵を乙の費用にて速やかに補修するものとする。

第8条(権利の帰属)

- 1. 本件業務の遂行過程で生じた発明、考案及び創作(納入物件及び納入物件にかかる発明、考案及び創作を含む。以下併せて「本成果」という)について工業所有権に関する法律、著作権法等による保護を受けられる場合、乙が本契約発効日以前より有していたもの(以下「乙留保部分」という)を除き、かかる権利は甲に帰属するものとする。また、甲は乙より何等の拘束を受ける事なく自由に本成果を使用、収益、複製、改変、送信、処分できるものとする。
- 2. 前項に定める権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利も含む)が乙若しくは担当 従業員に発生する場合には、乙は当該権利を甲に譲渡し、若しくは担当従業員をして譲渡さ せるものとする。

- 3. 乙は、本成果に含まれる乙又は担当従業員がなした創作について、甲、甲の親会社及びその子会社(以下まとめて「甲関連会社」という)に対して、著作権法第18条乃至第20条に定める著作者人格権を行使しないものとし、また、担当従業員をして行使させないものとする。
- 4. 本件業務を目的として、あるいはその遂行に関し、乙又は担当従業員が発明、考案、創作などをなした場合、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとし、かかる発明、考案、創作等に対し甲の権利を保全する手続きを行うために必要な協力を行うものとする。
- 5. 乙留保部分の権利は乙が留保するものとする。乙は、甲及び甲関連会社に対して、本成果を使用し又は第三者に使用させるために必要な範囲で、乙留保部分を使用する権利及びこれらの権利を甲又は甲関連会社が第三者に使用させる再許諾権を、第6条に定める対価以外に何等の請求をすることなく許諾するものとする。

第9条 (第三者の権利)

- 1. 乙は、本成果が工業所有権及び著作権を含む第三者の権利を侵害していないことを、甲に対して保証するものとする。
- 2. 前項にかかわらず、本成果の使用等について、甲若しくは甲関連会社と第三者との間において係る侵害につき争いを生じた場合、又は、生じるおそれがあることを乙が知り得た場合、争いを生じ又は争いを生じるおそれのあることを知りえた当事者は、速やかにこれを相手方に通知し、乙は甲と協議の上自己の費用と責任においてその解決をするものとし、万一これに関連して甲又は甲関連会社に損害が生じた場合、乙は甲又は甲関連会社に対してかかる損害を補償するものとする。但し、当該侵害が甲の仕様又は指示に直接起因する場合はこの限りでない。なお、甲において解決する場合においても、乙は可能な限り甲に協力する。

第10条 (本成果の取扱)

乙は、本契約発行日以前より乙が有していた部分を除き、本成果の一部若しくは全部を甲の事前の文書による同意を得ることなく自ら若しくは第三者のために使用、収益、複製、改変、送信、処分してはならない。

第11条(秘密保持)

- 1. 乙は、本契約の内容、本契約に関連して甲から書面、口頭その他の方法により開示、提供を受け、あるいは本件業務を遂行する過程で知り得た、甲の業務上又は技術上の情報及び甲の社内外の特定個人に関する情報(以下「秘密情報」という)を、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き厳に秘密として扱い、本契約終了後といえども第三者に開示、漏洩せず、また、本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとする。但し、特定個人に関する情報を除き、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。
 - ① 開示を受けた際、既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知と

なったもの

- ② 開示を受けた際、自ら既に保有しているもの
- ③ 守秘義務を負うことなく、第三者から正当に入手したもの
- ④ 秘密情報によらず独自に開発し又は知り得たもの
- 2. 乙は、前項に定める義務を遂行するために、秘密情報を以下の各号に従って取り扱うものと する。
 - ① 担当従業員並びに本件業務の遂行に必要な乙のその他の従業員及び役員以外の者が接することのないように管理し、また、かかる自己の従業員及び役員に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させる。
 - ② 秘密情報にソフトウェアが含まれている場合、甲による指示なくして、リバースエンジニアリングその他の解析を行わない。
 - ③ 甲による指示なくして複写、複製しない。
 - ④ 乙は、本契約期間の満了、本契約の解除、解約その他の原因により本契約が効力を失った場合又は甲から要請があった場合、甲の指示に基づき、本件業務の遂行にあたり甲から受領若しくは自己が知り得たすべての秘密情報を、その複製、複写物を含め甲に速やかに返還するか、又は返還若しくは破棄の上廃棄を証する書面を甲に提出するものとする。

第12条(甲社屋内での業務遂行に関する特例)

- 1. 本条の規定は、第2条第1項に定める通知において、本条を適用する旨参照がなされた場合 又は個別業務が甲社屋内若しくは甲の指定する社屋内で行われる旨指定された場合若しく は個別業務が「常駐形態」で行われる旨指定された場合にのみ適用されるものとする。
- 2. 乙は、個別契約にかかる本件業務の担当従業員が複数いる場合には、担当従業員の中から管理責任者1名(以下「管理責任者」という)を選任し、当該個別契約にかかる乙による本件業務遂行が開始される前までに、その氏名を甲に通知するものとする。乙が管理責任者を変更する場合、遅滞なく新たな管理責任者の氏名を甲に通知するものとする。乙は、管理責任者をして、次の任に当らしめるものとする。
 - ① 担当従業員の労務管理及び作業上の指揮命令
 - ② 本件業務遂行に関する乙との連絡及び調整
 - ③ 担当従業員の規律秩序の維持及びその他本件業務遂行に関する事項 尚、担当従業員が1名の場合には、甲は、かかる担当従業員が甲を代表して上記②を行う 権限を有していることを確認する。
- 3. 乙は、本件業務の遂行に関して各種法令を遵守するものとし、担当従業員に対して、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及びその他担当従業員に対する法令上の使用者及び雇用者としての義務につき一切の責を負うものとする。

- 4. 乙は、その遂行にあたり、担当従業員が甲の定める安全衛生等に関する諸規則を遵守することにつきその責を負うものとする。
- 5. 本件業務の遂行に関連して担当従業員に生じた事故及び疾病又は担当従業員との間で生じた一切の紛争については乙が自己の責任をもって処理し、甲に何らの損害を及ぼさないものとする。
- 6. 乙は、第5条第1項に基づき甲より貸与又は開示された情報、器具及び資料等を使用して、 公序良俗に反する行為、法令違反行為又は反社会的行為を行ってはならないものとし、又、 担当従業員をして、かかる行為を行わせしめないとともに、電子情報セキュリティに関連す る甲の諸規則及び指示を遵守せしめるものとする。
- 7. 乙は、事前に甲から特段の承諾を得た場合を除き、第5条第1項に従い甲から貸与される以外の情報端末、ネットワーク機器若しくはシステム機器等に秘密情報を保管してはならず、 又、それらの機器を甲のネットワークに接続してはならない。
- 8. 甲は、乙又は担当従業員による本契約の遵守状況を確認する為、乙又は担当従業員の事前承 諾を得ることなく、担当従業員が本件業務において使用する情報端末、ネットワーク機器若 しくはシステム機器等の使用状況を閲覧し、本契約に違反していることが判明した場合には、 ネットワーク接続の遮断、情報の削除等の措置を講じることができるものとする。尚、甲が 当該措置を講じることは、第14条第1項に基づく甲の権利の行使を妨げるものではない。

第13条(権利義務の譲渡禁止)

乙は、本契約における当事者としての地位を譲渡してはならず、また本契約から生じる権利 義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。

第14条 (契約の解除、解約)

- 1. 甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約に定める事項に違反した場合には、相手方に催告のうえ本契約又は個別契約の全部又は一部を解除又は解約し、かつ、その蒙った損害の賠償を請求することができるものとする。
- 2. 前項に定める場合のほか、いずれかの当事者に本項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、相手方は、何らの催告なくして、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除又は解約できるものとする。かかる解除又は解約は、解除又は解約を行った当事者から相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - ① 監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納催告、保全差押えを受ける等、資産状況が極度に悪化したとき、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき
 - ③ 手形若しくは小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき、又 は支払停止の状況に陥ったとき

- ④ 破産、民事再生手続、会社整理開始、会社更生手続の申立てを受け、又は自らこれらの 申立てを行うとき
- ⑤ 解散、合併、精算又は営業の重要な部分の譲渡若しくは分割を行うとき

第15条(契約期間)

- 1. 本契約は、2022 年 2 月 1 日より 2023 年 1 月 31 日まで有効に存続するものとする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに乙又は甲から相手方に対して本契約を終了させる意思を書面をもって通知しない場合、期間満了の日から 1 年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 本契約が終了した場合において個別契約が有効に存続している場合、甲及び乙は、当該個別 契約による義務の履行を免れないものとし、当該個別契約に関する限り本契約は依然として 効力を有するものとする。
- 3. 以下の条項は、本契約の終了後も引き続き有効に存続するものとする。
 - 第7条(保証)
 - 第8条(権利の帰属)
 - 第9条 (第三者の権利)
 - 第10条 (本成果の取扱)
 - 第11条(秘密保持)
 - 第12条(甲社屋内での業務遂行に関する特例)
 - 第13条(権利義務の議渡禁止)
 - 第16条(優先適用条項)
 - 第17条(協議事項·準拠地法等)

第16条(優先適用条項)

本件業務に関して本契約に定める事項と、本契約締結以前に両当事者で口頭、電子データ 又は見積書を含む書面その他の手段により合意された事項との間で矛盾又は抵触がある場合 には、本契約に定める事項が優先するものとする。

第17条(協議事項·準拠地法等)

- 1. 本契約の条項の解釈及び本契約に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、甲乙両者は誠意をもって協議し解決するものとする。
- 2. 協議しても解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保管するものと する。

2022年2月15日

甲: 東京都港区虎ノ門 1-16-8

MicroWorld 株式会社

代表取締役 杜 穎富 即

乙: 埼玉県川口市赤井 3-9-49 Avenir 201 号室

松岡 宗谷 @